

昭和五十六年十一月二十日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質九五第八号

昭和五十六年十一月二十日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小沢貞孝君提出北方四島を「外国とみなす」という表現をしている法令の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出北方四島を「外国とみなす」という表現をしている法令の

改定に関する質問に対する答弁書

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に関する御指摘の法令の規定は、これらの島々が我が国の固有の領土であり、本邦の地域に属することを前提とした上で、ソ連がこれらの島々を占拠しているという実状を踏まえ、それぞれの法令の目的を達成するのに必要な限りでこれらの適用、施行地域等に関して規定したものであり、このことは、これらの島々に対する我が国の領有権に何ら影響を与えるものではないと考えている。

右答弁する。